

住宅に係る耐震改修促進税制について

既存住宅について、一定の要件を満たす耐震改修工事を行った場合、所得税の特別控除や固定資産税の減額といった税制の優遇措置が受けられます。

優遇措置を受けられる場合は、耐震改修設計を始める前に耐震改修促進税制の内容を確認するようにしてください。

●所得税の控除

個人が平成18年4月1日から平成33年12月31日までの間に、自己の居住の用に供する家屋（昭和56年5月31日以前に建築されたもの）について要件を満たす住宅耐震改修を行った場合には、一定の金額をその年分の所得税額から控除するものです。

要件や手続き内容など詳しくは、国税庁のホームページをご覧ください。

●固定資産税の減額

昭和57年1月1日以前に建築された住宅について、平成18年1月1日から平成30年3月31日までの間に耐震改修を行った場合には、一戸あたり120平方メートル分までを限度として、固定資産税の減額を受けることができます。

要件や手続き内容など詳しくは、固定資産税課にお問い合わせください。

●住宅耐震改修証明書

耐震改修促進税制の手続きにおいて、住宅耐震改修証明書が必要となる場合があります。

この証明書は、建築士事務所に属する建築士や、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関等で発行することができます。補助制度を利用して、豊中市へ発行を申請される場合は下記までお問い合わせください。